

社会資本整備審議会河川分科会事業評価小委員会（第8回）

平成29年3月9日

【事務局】 それでは、定刻よりも若干早いですが、委員の皆様がそろいましたので、ただ今より第8回社会資本整備審議会河川分科会事業評価小委員会を開催いたします。

本日の進行を務めさせていただきます〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

本来であれば、開催に当たりまして、〇〇より一言ご挨拶を申し上げるところでございますが、所用により遅れる予定となっております。申しわけございませんが、後ほどご挨拶をさせていただきます。

次に、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきたいと思います。上から議事次第、委員名簿、配席図。それから資料の目次として、資料1で、新規事業採択時評価の実施箇所について。資料2で、今回の審議案件でございます鳴瀬川床上浸水対策特別緊急事業の吉田川。資料3で、大井川総合水系環境整備事業。それから資料4で、水管理・国土保全局の予算について。資料5-1で、中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について（答申）の概要。資料5-2で本文。それから資料6で、水防法等の一部を改正する法律案について。

参考資料につきましては、参考資料の1-1が、社会資本整備審議会の運営規則。参考資料1-2が、河川分科会の運営規則。参考資料2-1が、新規事業採択時評価の実施要領。参考資料2-2が、実施要領の細目。参考資料の3が、事業評価に係る諮問、付託、調査審議。参考資料4が、事業評価に係る知事意見。参考資料5が、費用対効果分析等に係る資料。

資料に不足等ございましたら、事務局にお申しつけください。

委員の先生方の紹介につきましては、大変恐縮でございますが、お手元に配付しております委員名簿をもってかえさせていただきたいと思います。また本日は、〇〇委員におかれましては、ご都合により欠席されております。

本日ご出席いただいております委員が7名ということで、事業評価小委員会の委員総数の3分の1以上に達しておりますので、運営規則第4条第1項に基づき、本小委員会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、議事に移らせていただきます。委員長、よろしくお願いいたします。

【委員長】 それでは、ただいまから始めたいと思いますが、議事に入る前に、本小委員会の会議及び議事録の公開についての確認をさせていただきたいと思います。本小委員会の会議及び議事録につきましては、社会資本整備審議会運営規則第7条及び社会資本整備審議会河川分科会運営規則第4条に基づいて、公開することといたしますので、ご承知おきお願いいたします。

次に、傍聴されている皆様をお願いをします。傍聴される皆様におかれましては、進行の妨げになることのないよう、ご協力をお願いいたします。仮に進行を妨害するような行為があった場合は、退出いただくこともございますので、ご承知おきください。

それでは、資料の説明を事務局からお願いします。

【事務局】 それでは、まず冒頭、概括的に本日ご審議いただく内容について、〇〇より説明させていただきます。大変恐縮でございます、資料1をお手元にご用意いただければと思います。

本日ご審議いただく新規事業は2事業ございます。開いていただいて、右上のページでお話させていただこうと思います。まず1ページでございます。1つが鳴瀬川床上浸水対策特別緊急事業でございます、場所は宮城県大和町、大衡村に位置する鳴瀬川水系吉田川の事業でございます。もう1点が、大井川総合水系環境整備事業、場所は静岡県の島田市でございます、大井川水系の大井川で展開しようとしている環境整備事業でございます。

それぞれの事業でございます。まず、床上浸水対策特別緊急事業について、どのような枠組みかということについてご説明させていただきたいと思います。

右上のページ、2ページをごらんいただきたいと思います。床上浸水対策特別緊急事業は、その名のとおりでございますけれども、床上浸水になるような被害が発生している河川で、特にその中でも被害程度が顕著なものについて、対策を行おうという事業でございます。

具体的には、そこに採択要件が書かれておりますけれども、まず1個目が、事業自身がおおむね5年間で完了させるということで、時間を区切って対策を行う事業でございます。

もう1点が、過去の10年間の氾濫の条件でございます、以降の1、2、3、4はAND条件でございます。1つが、延べ床上浸水家屋数が50戸以上、延べの浸水家屋数が

200戸以上、さらに床上浸水回数が過去10年間で2回以上でございます。4点目はそのケースによりますけれども、内水対策として排水機場を整備する場合は、総合内水対策計画を策定・実施するものであるということでございます。本日は1から3が制約条件ということでございます。下に過去の床上浸水対策特別緊急事業を行った河川を3つ掲げております。

3ページをお開きください。右上3ページでございます。今回お話させていただく鳴瀬川の床上浸水対策特別緊急事業でございますけれども、まず全国で、今回この床上浸水対策が事業に至るまでの流れでございますけれども、過去おおむね10年間で床上浸水被害が発生している河川が18河川ございます。その中で、順番は逆でも構わないのでも、先ほどの採択要件である延べの床上浸水家屋数50戸以上、さらに延べ浸水家屋数が200戸以上の河川が1河川ございました。

この1河川がまさに鳴瀬川水系の吉田川でございますけれども、この1河川について、手続上、計画段階評価を実施しました。具体的にここには表記しておりませんが、昨年の9月6日に鳴瀬川水系吉田川の床上浸水対策特別緊急事業に至るまでの計画段階評価、いわゆる代替案を比較しながらの評価を行ったところでございまして、検討の熟度、さらには関係者の調整をその後経て、今日まさにご審議いただくということでございます。

次に、環境整備事業でございます。右上4ページのパワーポイントをざらんにいただければと思いますけれども、総合水系環境整備事業という事業で、今回新規事業化しようというものでございまして、この事業は大きく3つございます。ちょっと順番がテレコになっておりますけれども、1番、2番、3番、これはいずれかに該当するものということで、総合水系環境整備事業が捉えようとしている事業が3つございます。

1つは、3番から言いますと、かわまちづくり等に位置づけられた、水に親しむというための河川の整備が3番目でございます。それから2番でございますけれども、水質が悪化している河川における水質浄化対策。それから1番、逆から説明してしまいましたけれども、自然環境、魚道を整備して魚が上れる川づくりなり、湿地再生をしようというものでございまして、本日ご審議いただこうとしている枠組みは、この3番目でございます。

次ページになりますが、右上青帯の5ページをざらんにいただければと思います。今申しましたように、水辺整備、自然再生、水環境ということで、この環境整備事業を実施しようとしている事業につきましても、河川法に言う河川整備計画に位置づけられているとい

う必要がありまして、当該河川整備が位置づけられている水系が全国で14水系ございます。重複ありでございますけれども、水辺整備は14水系、自然再生が6水系、水環境に位置づけられるものはございません。

そのうち、それぞれが検討の熟度ということで、特に視点に置きましたのが、地域の協議会、地域の枠組みができているものということでございまして、さらに整備内容を具体化しているものという観点で、今般、左の流れでございまして、水辺整備の14水系のうち1水系が、地元の枠組み並びに整備内容を具体化されているという事業でございます。それが、結論から言いますと、大井川の総合水系環境整備事業でございまして、このための計画段階評価につきましても、12月6日に計画段階評価を行ったというものでございまして、この当該2事業についてご審議いただくということでございます。

右、今度は帯の6ページをごらんいただければと思いますけれども、特に今日、主体となってお説明させていただく新規事業採択時の評価項目でございます。2種類、先ほどの床上浸水事業につきましては、評価項目の1から11について、特に評価手法についてご審議いただくというのが1点目でございます。

それから、総合水系環境整備事業、大井川につきましては、このうちの4、5、6、9と11に加えて、さらに12の河川環境等を取り巻く状況、13の河川及びダム湖等の利用条件について評価した上で、新規採択箇所を決定するというのが、まさに新規事業採択時評価の評価手法でございます。これらの点について、それぞれこれから2事業についてご説明させていただきたいと思っております。

【事務局】 ○○と申します。それでは、資料2を用いまして、鳴瀬川床上浸水対策特別緊急事業（吉田川）についてご説明をさせていただきます。お時間の制約があるようですので、できるだけ簡潔にご説明をさせていただきます。

資料2の1ページをごらんいただきますと、今回対象になります鳴瀬川の流域の概要等をお示ししております。1ページの左上に宮城県の図がございます。鳴瀬川流域は宮城県のほぼ中央あたりを西から東、太平洋に向かって流れる川でございます。

1ページの左下に鳴瀬川流域の図がございます。鳴瀬川本川が図の上のほう、北のほうを西から東へ流れていて、その南側に支川の吉田川がございます。その吉田川をさらに拡大した図が右下でございます。上流のほうで吉田川と善川、竹林川という3つの川が合流します。この付近のところで、今回事業を実施いたします。

2ページに今回の事業の概要をお示ししております。当該床上浸水対策特別緊急事業、先ほどもご説明ありましたが、床上浸水被害が頻発している河川で、概ね5年で対策を実施して再度災害の防止を図るという旨の事業で、採択要件がございますが、2ページの左下に、今回の鳴瀬川がそれに該当している旨をお示ししております。

2ページの左の上のほうに事業の概要がございます。事業を実施する箇所は宮城県の大和町、大衡村。事業の内容ですけれども、遊水地群の整備と河道掘削、築堤という内容になっておりまして、総事業費が約128億円で、事業としては29年度から34年度までを予定して、今回評価をお願いしようとしているものです。

その下に改修の経緯をお示ししております。下から2つ目のところがございますように、27年9月の洪水、関東・東北豪雨、鬼怒川が決壊したときの豪雨でございますが、このときの被害を受けまして、28年11月に河川整備計画の変更をしております。その右側に、変更した鳴瀬川の河川整備計画の概要をお示ししております。今回の事業もその整備計画の中に盛り込んでいるものでございます。遊水地を整備するところ、築堤等を行うところを2ページの右下の図でお示ししております。

続けて3ページへ参ります。まず評価項目(1)災害発生時の影響ということでございまして、吉田川の沿川におきましては家屋浸水被害や、あるいは農地の浸水被害等が発生すると想定されること、その浸水区域には国道4号や東北縦貫自動車道のインターチェンジ等々がございます。公共施設の浸水、通行止めが発生すると想定されることをお示ししております。

その下、(2)で、過去の災害実績でございますが、3ページの左側に表がございます。過去の洪水のときの被害状況等をお示ししております。先ほども申しましたが、表の一番下のところになりますけれども、例えば27年9月の洪水ですと、床上浸水は164戸という被害が発生しておりまして、3ページの右側に27年の洪水のときの被害状況を写真や図等でお示ししております。

4ページに参りますが、(3)の災害発生の危険度でございます。4ページに吉田川の地盤の標高等や、あるいは縦断図等をお示しているところです。吉田川の上流部は支川の善川、竹林川がちょうど合流する場所でありまして、まだ堤防が計画の高さに足りなかったり、あるいは堤防がない無堤となっていたりする区間がまだあるということで、大規模な洪水が発生したときには越水、溢水等が発生しやすいという状況になってございます。

続きまして、5ページをごらんください。地域開発の状況でございますけれども、この

大和町ですが、東北縦貫自動車道のインターチェンジや国道4号等の交通施設が進むに伴いまして、大規模な工業団地が造成をされて、国内有数の企業が進出をしてくれております。

5ページの右上に出荷額、左上に人口等の変遷を示しております。工業出荷額や人口が増加をしてくれているという状況になってございます。

続きまして6ページ、(5)が地域の協力体制でございます。まず1つ目です。減災対策協議会を設立いたしまして、水防災意識社会を再構築するための取り組み方針を28年7月に策定、これは東北地方で初めてですが、策定をして、国、県、市町村が連携・協力してハード対策、ソフト対策を一体的、計画的に推進するという取り組みを進めております。

また、2点目です。関係自治体と合同で重要水防箇所への巡回を実施するなど、情報共有を地域と図っていること。それから、6ページの右下にございますように、地元では促進期成同盟会等が組織されて、非常に積極的に要望活動等をされているところでございます。

次、7ページに参ります。(6)の事業の緊急度でございますけれども、先ほどごらんいただいておりますように、過去30年間で5回、直近10年でいくと3回、浸水被害が発生をしております。早急な治水対策が求められているところでございます。ここにつきましては、河道掘削や築堤だけでは浸水被害を十分解消できないということで、先ほどお話しした遊水地の計画もあわせて計画をしているところであります。

(7)が水系の重要性ということでございまして、ここも先ほどの東北縦貫自動車道や国道4号等の交通施設が整備をされ、物流の面でも非常に重要性が高いところとなっております。また、大和町の市街地というのは、支川の洞堀川沿いの低平地に形成をされております。また、過去から頻りに被害が発生をしているといったところになってございます。

次、8ページに参ります。(8)で、災害時の情報提供体制でございます。4点ほどお示ししております。まず川の防災情報ということで、各種の河川情報を一元的に管理して、それを自治体、住民の皆さんへ提供するという取り組み。

さらに2番目は、簡易アラート装置ということで、水位が一定の高さまで上がったときには点灯して周辺住民の皆さんに避難を促すことができるように、簡易アラートというものをつくりまして運用しております。

それから3点目です。想定最大規模の降雨に対する洪水浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域を作成・公表し、また流域市町村のハザードマップ作成を支援するという取り組みをしております。

また、4点目です。防災啓発イベント等を開催いたしまして、住民の方々に防災の意識

を高めていただくといった取り組みを進めてきておるところでございます。

続きまして9ページ、(9) 関連事業との整合ということでございます。3点ほどお示ししてございます。まず1つ目は、27年、先ほど関東・東北豪雨があったということをお示し上げましたが、この年に災害対策等緊急事業推進費という制度を活用して、今回の三川の合流部のすぐ下流のところにおきまして、まず先行的に河道の掘削を実施してございます。

2点目です。さらなるハード対策としまして、三川合流部より上流の区間で、国において遊水地群の建設と国管理区間の河道掘削・築堤、それからその上流、県管理区間で河道掘削・築堤を実施しようということで、それぞれ河川整備計画の変更を28年の秋、11月、12月にそれぞれ終了しているところで、今回それを受けて国の事業の評価を行おうということでございます。

3点目ですけれども、減災対策としまして、先ほどの減災対策協議会で取り組み方針をまとめて、国、県、市町村が連携したソフト対策、防災教育や啓発のイベント等を実施するという形で、関係事業との整合を図りながら進めているところであります。

次、10ページからが(10)の代替案立案の可能性でございます。ここでは、10ページに図がありまして、上のほうに横方向に1から25まで、たくさんのメニューをまず掲げて、こういった対策案について、10ページにおいて一次選定、さらに11ページにおいて二次選定を行って、絞り込みを行ってまいりまして、その絞り込んだ対策案というものを12ページにお示ししてございます。

12ページの①が新規ダムと河道掘削をする案。②が遊水地と河道掘削を組み合わせる案。④が河道掘削を中心とする案。⑤が引き堤、堤防を引いて川幅を広げるのですけれども、この引き堤と河道掘削を組み合わせる案。こういったものを立案いたしまして、次、13ページに表でまとめてございますけれども、横方向に今の4つの案を並べまして、縦方向に上から、左側に欄がございますが、治水安全度、コストから、最後の環境への影響の各評価軸について評価を実施した結果を、この13ページの表で整理しております。

例えば、上から2つ目のコストの欄をごらんいただきますと、①番の新規ダム・河道掘削の案でいえば、完成までに要する費用は427億円、②の案ですと128億円、以下、④が148億円、⑤が367億円といった形で、各評価軸について整理した結果を示しております、13ページの下のところでございますけれども、これらを総合的に評価して

最も有利な案が②番になりますが、遊水地を中心とする案ということで、今回の評価に至っております。

次、14ページが(11)費用対効果分析を行っておりまして、その結果が14ページの左下でございますけれども、費用便益費が1.4という結果になってございます。

続きまして、14ページの右側が、貨幣換算が困難な効果等による評価ということで、これにつきましては水害の被害指標分析の手引に準じて計算を行っておりまして、その結果として、人的被害として浸水区域内の人口とか、あるいは災害時の要援護者数、最大孤立者数、あるいは交通途絶による波及被害等について、事業の実施前と実施後について算出した結果を表で整理してお示ししてございます。

それから15ページ、これは参考として、今回国が行う事業と県が行う河道整備を行った場合、27年9月の関東・東北豪雨と同規模の洪水が発生した場合にどうなるかという比較を行って、その結果、越水による床上・床下浸水被害が解消される旨を図等でお示しておりますけれども、15ページ左上が浸水戸数で、その右が面積ですけれども、事業実施前が浸水戸数286戸に対して、これがゼロと。面積につきましても850ヘクタールが80ヘクタールという形で、事業の前と後の結果を示しております。

16ページは、先ほど15ページの国・県でやったものをお示したもののうち、国の事業分の効果を切り出してお示したものでして、こちらにつきましても、例えば戸数については172がゼロになるといった試算をした結果をお示しさせていただいております。

以上、資料2のご説明でございました。

【事務局】 ○○でございます。大井川総合水系環境整備事業について、資料3でご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

めくっていただきまして、1ページをご覧ください。大井川水系でございますが、東京から新幹線で静岡を過ぎたあたりに、大きな河原を持った川が登場してまいりますのが大井川でございます。1ページでございますように、大井川は山間部を多く抱えた水系でございます。写真の中ほどでございますように、下流域の大井川の扇状地に市街地が広がっています。右の地図でございますように、扇状地の下流部の区間を国が管理しており、今回の事業の対象は、扇状地にある大井川の国管理区間となっております。

2ページからが、大井川の国管理区間の概要でございます。地図にお示しさせていただいておりますように、国の管理している区間については、大きな石の河原で形成された幅の広

い川が流れており、水も川の中を自由に流れているような川となっております。過去は、「越すに越されぬ大井川」ということで、川越し制度として、橋をかけずに川を越していたという歴史があり、宿場町もその周りに栄えておりました。

3 ページが自然環境の状況でございます、左上にある写真のように、石の河原が主体となる河川であり、その河原に生息する鳥類、あるいは水の中に生きるアユ等の魚類などが生息する河川となっております。

4 ページが地域の状況でございます。大井川の上流部に向かって大井川鐵道が運行してございます。また、地図の真ん中あたりに蓬萊橋という木橋がかかっておりまして、映画のロケ等にも活用されるなど地域の観光の目玉になっております。このような大井川鐵道あるいは蓬萊橋などを目的に、多くの観光客が訪れています。

なお、この蓬萊橋につきましては、世界一長い木造歩道橋ということで、ギネスに登録されており、このような歴史的な施設や広々とした石の河原による河川の風景などが象徴的な地域となっています。

5 ページでございますが、ちょっと戻って2 ページの航空写真を見ていただくと、中流部、下流部については、川の中は広々とした河原でございますが、堤防の外側は市街化が進んでおり、5 ページに戻っていただいて、利用の状況を見て頂きますと、堤防沿いに河川敷がございます、そこにはグラウンドや、河川敷にある管理用通路を活用したマラソンといった形で、多くの市民の方に利用されています。この地域で開催されている大井川マラソンには、年間1 万人ぐらいの方が全国から参加するという状況でございます、また蓬萊橋については、外国を含め全国から多くの観光客が訪れています。また、河口部には野鳥公園もあり、自然観察もできるような河川となっています。以上が、国の管理区間の河川の状況でございます。

6 ページからが今回の事業になります。総合水系環境整備事業は、川というストック、地域の社会資本を、いかに地域のために役に立てていただくかという観点で、地域の魅力を少しでも向上させるような下支えの仕事をするというのが、環境事業の特徴でございます。

今回は、冒頭、〇〇からの説明にありましたように、かわまちづくりとして、水辺整備を行うことによって地域の魅力、川の魅力を少しでも向上させていこうという取組です。当該箇所は、上の段の左側の写真のように、地域の歴史的なお祭りや映画のロケなど蓬萊橋を中心に様々な観光利用等がなされております。

一方で、河川の状況を見ていただきますと、河川敷が整備をされていない、あるいは堤防も整備したままということで、観光客など水辺を利用する方々を意識したような河川の状況にはなっておりません。広い石の河原があって、魅力的な自然があるにも関わらず、右下の写真のように河川敷が木や草が鬱蒼と茂って、これらの魅力が発揮できるような状況になっておりません。このような部分を今回の環境整備によって、地域と一緒に整備したいというのが今回の事業の内容です。

7ページに、具体的にこれまでの取り組みを載せさせていただいております。河川整備計画においては、平成23年度に策定してございますが、かわまちづくりを推進することを位置付けてございます。その後、地域の中でさまざまな議論をしていただきまして、7ページ左下にございますが、地域の自治体のみならず、経済関係、観光関係の方々などが一緒になって大井川ミズベリング協議会を設置し、蓬莱橋周辺をどのように活用していこうかという検討を進めた結果として、今回の事業につながってございます。

また、国土交通省では、河川空間の占用許可準則の緩和等を推進してございまして、地域の中で合意があれば、民間企業の方も河川空間を利用できるようになってございます。今回の事業個所におきましても、この制度を活用し、地域の合意のもとで、河川区域内でのオープンカフェなどの民間事業者等との連携を実施していくことが計画に位置付けられています。

協議会の中で様々な議論が重ねられた結果が、8ページにある事業に繋がっております。ポンチ絵を見ていただくと、イメージがしやすいかと思いますが、国と市が役割分担をしながら、蓬莱橋周辺を地域の方、あるいは観光客の方に親しんでいただける形に整備していこうということが、今回の事業内容となっております。

国土交通省の環境事業としては、河川敷の基盤の整備、あるいは河川にアクセスする動線の整備といったものを、河川の管理がしやすくなるということも踏まえて整備し、その上に島田市が観光的な施設等を整備する形となっております。

また、ポンチ絵の着色してある部分が概ね河川区域になっておりますが、ポンチ絵の真ん中上のほうに物販施設等の記載がございまして、これらの施設については民間事業者等との連携を含めて、今後協議会の中で具体化していくこととしています。

最後のページが、今回の事業の緊急度、関連事業との整合性、あるいは費用対効果の分析の結果でございます。事業の緊急度につきましては、地域の議論も進み熱意も高まってきてございまして、観光客も増加している中で、地域から早期整備の思いが非常に高まっ

ているという状況でございます。

費用対効果につきましては、CVMという環境の評価手法によって費用便益分析を行った結果としまして、9.5という結果が出てございます。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

2事業説明していただきましたが、今のご説明についてご意見、ご質問がございましたら、よろしく願いいたします。どちらの事業でも結構ですけれども、どうですか。

【委員】 よろしいですか。

【委員長】 ○○委員、お願いします。

【委員】 それぞれについて、幾つか質問というか、意見があるのですが、まず鳴瀬川なのですが、大変いい試みと思うのですけれども、遊水地を確保するときに、底地は国のものになるのか、既存のものを利用するのか、既存のものを利用すると、水が入ったときに補償金をどうするのかとかいうあたりを、ちょっと教えてもらいたい。

それからもう一つは、ここは宮城県が県管理区間について、流域の水循環計画を持っているはずなのですよ。国がこれで頑張れば、あとは宮城県が宮城県の努力で、農地の一時浸水を認めるような遊水地設定があり得ると考えていらっしゃるかどうか。見ると、2日間三百二、三十ミリというのは大した雨じゃなくて、戦後2回ぐらい降っていますよね。今のほんとうに怖い雨はこんな規模じゃないので、国がこれを完成して、それで安全と県が思うはずがないので、ぜひ、国がこういう努力をするのだから、あとは県がしっかりやれという話になるといいなと思いました。

それから、大井川については大変いいことで、こういうことをぜひどんどん進めてほしいのですけれども、うんと心配なことが1つあって、現況の高水敷の写真を見ますと、多分これは柳やなんかの大森林が——大森林かどうかはわからない——あって、草っ原は葛か何かのしっかり覆っているのではないかと思うのです。こういう場所を伐開すると何が起こるかという、一遍に外来植物が生えてきて、例えば飛来とか持ち込みがあると、ニセアカシアがどんどん入ってきちゃうとか、あるいは伐開したところが一番問題で、アレ

チウリが入ってくる、ネズミホソムギが入ってくる、あるいは場所によってはシナダレスズメガヤが入ってきますけれども、かなりの花粉症を引き起こしたりします。

頑張っでどんでん草刈りをやると、これもまた大変困ったことに、鶴見川とかそのあたりでは定常化しているのですけれども、セイバンモロコシというのが入ってきて、これもまたかなりの花粉症を起こす可能性が今出てきていて、お金を使えば使うほど、ひどい外来植物の場所になって、お客さんが来たらみんな5月、6月、花粉症という可能性があるのです。

国交省はよく掌握されていると思うけれども、そういうことについては一番苦労しているのは江戸川下流で、2番目に苦労しているのが、私が活動している鶴見川流域で、ぜひそこにおける土手だとか、高水敷の草刈り、草地管理の実例をうまくフォローしながら、しっかり金を使ってやったら花粉症の名産地になっちゃうと困りますので、ぜひそのあたりを気にしていただきたい。

【事務局】 では、事務局からお願いします。

【事務局】 ありがとうございます。

まず、鳴瀬川について、遊水地の底地の件ですが、買収ではなくて、地役権設定をすることを、想定してございます。

もう一つ、今回の事業で、まず27年と同規模が起きたときに越水による床上浸水は解消するという目標としておりますけれども、当然それより大きい、施設では防ぎ切れないような被害も想定をされるようになってきておるわけですので、いろいろな取り組みがあるろうかと思いますが、今日の資料でご説明したところで申し上げますと、減災対策協議会を設置して、国や県、市町村が連携をして、避難等を含めたソフト対策やハード対策を、どういった情報を共有していくかといった取り組みも始めております。さまざまなこういった取り組みを通じながら、さまざまな水害が起きたときの対応について地元でも引き続き進めていこうかと思っております。

【委員】 一番聞きたいのは、国がこれだけお金を使うのだから、県、やってねと。県が、わかりましたと言っているかどうか。

【事務局】 当然、国でも事業をしまして、そのうちいろいろ県も事業をするのですけれども、そういった河川の整備とあわせて、みんなで力を合わせてやっていくことを、日々話し合っていくという努力をずっと続けていきたいと思っております。

【委員】 ありがとうございます。結構です。

【事務局】 環境整備につきましては、6ページの右下の写真にありますように、現状は堤防を守るために高水敷の整備をしていますが、このような空間が、樹木の繁茂や外来種の巣窟になってしまっているという状況がございますので、まず今回、地域と一緒に水辺を整備することで、将来的な管理も含めて地域とともに実施していける持続可能な環境整備にしていきたいということを考えてございます。

また、今ほどの花粉症も含めて、全国の河川の事例を地域の協議会の中でも共有させていただいて、これから取り組みを進めていかせていただければと思います。

【委員長】 よろしいですか。

【委員】 はい、結構です。

【委員】 最初に大井川のほうから、お願いと提案です。この取組は観光面で効果があると思います。特に富士山静岡空港は、海外からのお客様が非常に増えております。ところが、空港から一直線に富士山のほうにバスで移動しますので、ここでちょっとおりて、昔の東海道の宿場と蓬莱橋を見ていただける、地元にとってもいい交流が生まれるのではないかなと思います。

そういった意味で、海外のお客様がいらっしゃるということを前提に、我が国が川と共生し、川とともに人々の生活があり、その延長線上としてこのような整備が行われているということを、ぜひ多言語で紹介できるような工夫をしていただきたいと思っております。

2つ目は、ほんとうにお願いのレベルですが、和風だから緋毛せんや番傘が本当に良いかということも含めて、全体のデザインを考えて頂きたい。海外の方にも喜んで頂き、日本人にとっても長くこの場所を愛せる全体デザインに、ぜひとも力を入れていただきたいと思っております。

2つ目は鳴瀬川の件で、これは質問でございます。8ページ目の右下に簡易アラートが図示されておりますが、これは非常に重要だと考えます。よく川の増水の様子を見に行つて亡くなってしまう方もいらっしゃるのです。この簡易アラートは、通信機能を持っていて、どこかのサイレンとつながるのか、画像とつながるような仕組みになっているのでしょうか。また、この簡易アラート自体は、国内でどのくらい普及されているのでしょうか。これは質問でございます。

【委員長】 はい、じゃあ。

【事務局】 ご指導ありがとうございます。我々としてもぜひそういった方向に進めていくべきと考えており、地域の方々も同じ思いをもって、一緒になって取り組んでまいりたいと思います。インバウンドの方々も少しでも快適にといいますか、日本の文化なり、川を理解していただけるような取り組みを進めてまいりたいと考えておりますし、日本の観光客の方々にも、我々水管理・国土保全局としても、大井川の治水の厳しさや河川環境の魅力を、理解していただけるような場所になるように努力をしてまいりたいと思います。

また、大型の観光バス等をどうすべきかなどについても協議会の中で専門家の方々のお話を伺いながら、具体のプランを練っていきたいと思います。

あわせて、デザインにつきましても、今回頂いたご意見を踏まえて、この地域に合ったような、長く愛していただけるような場所になるように、我々としても島田市や地域の方々と一緒になって取り組んでまいりたいと考えてございます。

【事務局】 鳴瀬川の8ページのところです。センサーからランプのところまでは有線で運用しています。この取り組みは、鳴瀬川でかなり先進的に行っているもので、現時点ではここで行っております。

【委員】 ここだけなのですね。

【事務局】 はい。

【委員】 以上でございます。

【委員長】 よろしいですか。そのほか。それじゃ、〇〇委員。

【委員】 今回の簡易アラートの件は、私は意見として、すごく評価します。というのは、よく洪水時には、ちょっと田んぼを見てくるとか川の様子を見てくるといって亡くなる方が、わりと多いのです。統計は私もっておりませんが、そういう方が多いので、転落死というのを防ぐ対策というのは、ものすごく意味があるのじゃないかと。

実は、14ページ目に費用対効果分析がありますけれども、貨幣換算が困難な効果等の評価の中には、洪水で何人死ぬかという死亡数、死者数というのは、今の評価基準では入っていないのですね。ないのですけれども、ないからそれは対策しなくていいのではないかとではなくて、このような簡易アラート等は、浸水被害とかいう直接被害ではないのですけれども、派生する間接損害ですが、リスクマネジメント上ではこういうほうが逆に、浸水被害よりは人の亡くなるのを防ぐほうが、こういう洪水の対策の主たる目的じゃないかと思います。そういう点では、〇〇委員と同じで、すごく評価したい話だと思います。これは意見です。

2点目、これは質問ですけれども、今度は大井川の話です。大井川で最後にB/Cが9.5とか、ものすごく高いのですね。普通こういうのはあまり見かけないのです。最後のところでCVMの話がありまして、有効回答数が459票と。私はこの表を見たときは、12万世帯のうち、たった450票しかないのかと思って心配しましたら、これは後ろにあります参考資料5に詳細が載っているのですけれども、配布数は2,000部あるのですね。そういう意味では、六十何パーセントも一応有効回答があったということでした。リスクを評価するという今までの河川の評価に対しまして、今回はリスクのプラスのほうを出す河川環境整備の計画のB/Cで、なかなかこういうB/Cの出し方はないと思うのですけれども、こういうところではもう少しCVMの詳細を資料にもおつけになったらいかがかなと思います。

アンケートですので、うがった見方をしますと、都合がいいようにいいところだけとっているのではないかという疑いもされる場合もありますので、ちゃんとやっていますよというのを、今回こういうリスクじゃなくて便益の評価としては、おつけになったほうがいいのではないかと思いました。参考資料にちゃんとついていきますので、さっとさっき見させていただきましたら、しっかりなさっているので、今回問題はありません。

【事務局】 はい。

【委員】 しかし今後、やられたらいかがかなと思いました。以上です。

【委員長】 じゃあ、よろしくをお願いします。

【事務局】 1点目のほうはご意見ということで承らせていただきますけれども、今回の事業は事業の趣旨が、床上浸水被害を解消して再度災害の防止を図るという事業目的がありますので、資料の構成がそういう構成になっていて、説明もそういうところが主になっていたかとは思いますが。委員ご指摘のとおり、人的被害をいかに少なくしていくかというのは非常に重要な課題だと存じますので、河川行政全体の中で、さまざまな施策を講じていくように、引き続き努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

【事務局】 ご指摘ありがとうございます。9ページのCVMについては、今回は住民台帳からランダムサンプリングした2,000人を対象に調査させていただきました。今回の事業対象地域については、川の周りが市街地になっていまして、地域にとっても大事な観光地だということで関心が高く、今回500票近い回答を頂けたのではないかと考えております。今回は参考資料につけさせていただいておりますが、次回以降は、説明資料の中にも、CVMの調査方法や内容等をしっかりと記載させていただきたいと考えております。

【委員長】 今のCVMに関して補足的な質問をさせてください。CVMの計算は、地域の住民の方が行かれることによる便益ですね。先ほど〇〇先生が指摘されたような旅行者が行かれる便益は考慮されていないということではよろしいですか。

【事務局】 はい。

【委員長】 だから、安全側で評価をされていると解釈してよろしいですね。

【事務局】 そうなっております。アンケートを配布しておりますのは、9ページの

写真に描いてある円の範囲であり、比較的身近な地域の方の支払い意思額が月世帯当たり307円となっており、遠方からの観光客あるいはインバウンドまで含めたものではございません。

【委員長】 ほか、いかがですか。

【委員】 ご説明ありがとうございました。1つずつ、では鳴瀬川のほうなのですが、こちらはほんとうに今、これまでに経験したことのないような雨が降るという状況ですので、一日も早く完成をというのが地元の意見ですし、全国的な要望でもあるかと思えます。

その中で、多分この事業が完成するまでの間の対応というのが、一番住民にとっては大変重要で、先ほどの河川のアラートですとか、ITを使った防災情報の発信に力を入れていただくと同時に、特に地元の高齢の方を中心に、現時点でもしこのような被害が出た場合に、どのような行動をとればいいのかというのを、ハードの整備とともにソフト面での情報提供というのを、ぜひ強化していただきたいなと思っています。

その場合に、評価の視点から、情報配信や啓発イベントの事業において、これらは事業費用に入っているのか、またそれが費用対効果の観点から十分であるかどうかということ、ぜひ検証いただければと思っております。

あと、〇〇先生が先ほど指摘もされていた、県の方の本気度とか、地元の方にも頑張ってもらいたくするためにも、このエリアは非常に農作物も豊かにとれるところで、一旦こういうことがありますと、被害で経済的な不利益をこうむる方がたくさんいらっしゃると思いますので、そのあたりも、本事業の床上浸水のことの対応は十分承知しておりますけれども、経済的情報も出していただいて、国、地域の連携を図っていただくというのが理想の姿かと思っておりますので、ご検討いただければと思います。

もう一つ、大井川はほかの先生方からも出ていますけれども、非常に魅力的な事業で、かわまちづくりのコンセプトというのは非常にすばらしいので、ぜひ大井川の資源を活かした成功事例の代表例としていろいろなところに広まっていくとよいなと思います。世界的に有名な川は、セーヌ川とかハドソン川とか、行ったことがなくてもみんな知っているので、そういえば外国人の方が、日本の川の名前をどのぐらい知っているのかなということを、今感じました。

また、川で働く人というのが、昔は渡しの人とかいたわけなのですけれども、今はあまりいない中で、こういう事業が完成しますと、民間の人もNPOの方も含んで、若い人たちが川で働きたいという意欲も出てくるのではないかなと思います。

あわせて、先ほどの「越すに越されぬ大井川」とか、伝統のお祭りとかもかなりありますので、ご説明もいただきました伝統文化ですとか、特徴のある自然の川の資源というもの、自然資源を踏まえた体験ツアーみたいなものも企画できるところです。地元の方の憩いの場として親しんで、地域の方も、インバウンドとか国内から来られる観光客の方も、ここの中でどんな体験をするのかということの基軸でデザインをいただくと、非常に魅力的なものになって、この事業の成果というのが大きくなるかなと思いました。

あと、このB/Cも、私もかなり大きい数字で、魅力的な数字が出ているなど思ったのですが、さらには、今後はこの事業によって地域の資源価値が非常に向上しますので、この9.5という数字以上の最大の数字がもっと出てくるかもしれないと思いましたので、先の未来の事業評価のときにも、そういう成果が出た場合は、それを発信していただければと思いました。

以上、よろしくをお願いします。

【委員長】 じゃあ、お願いします。

【事務局】 ありがとうございます。まず、テクニカルなほうを先にご説明いたします。費用便益費の結果をお示ししておりますけれども、例えばイベントにつきましては、便益としてもカウントしていないかわりに、コストにもカウントはしておりません。これはマニュアルで手法が決められております。河川の整備のコストと、河川の整備に伴う浸水被害の、かなり定量的にカウントができるもので、事業の前と後を比較するという手法を用いていますので、計算上は、そういったものはいずれにもカウントしない形で評価をしているということです。

ただし、委員ご指摘ありましたけれども、この事業をやっている途上、あるいは当面のこの床上浸水対策特別緊急事業が終わった後も引き続き、まだ河川整備をしていかないといけないわけですけれども、いずれにしても、施設で防ぎ切れないような洪水というのも起こり得るということだと思しますので、さまざまな対策を、関係機関との連携を通じながら、被害をできるだけ小さくするという方策に取り組んでまいりたいと思います。

【委員】 わかりました。

【事務局】 ご指導ありがとうございました。B/Cについては、蓬萊橋という地域でも有数の観光地であり、かつ環境整備は地域の魅力を高めるというのがもともとの本分でございますので、B/Cが高くなっているのではないかと考えてございます。

いずれにしても、東京とか大阪の水辺を、民間開放をしながら魅力を高めていくといったものは、具体例も出てきているのですが、直轄の比較的自然豊かな河川でこのような取り組みをするというのは、先駆的な取り組みになるのではないかと考えております。これだけ素材がいいところですので、必ず成功させるという思いで頑張りたいと思っています。

【委員長】 ありがとうございました。

【委員】 ○○でございます。まず私は、防災の観点からということなのですが、今日、水防災意識社会の再構築ということが、鬼怒川の水害の後、課題となっています。この2つのプロジェクトは、それ自体について異存はないところなのですが、この2つについて、いかに水防災意識社会が意識されているかということが非常に気になるところでございます。

私はまず恐ろしいのは、7ページの川の写真なのですが、ここに川を深くして、そして遊水地を設けられるということで、決して死者を減らすということを一番の目的とされているのではなくて（死者というのは10戸でも20戸でも浸水すれば出る可能性があります）浸水家屋を減らすのだという「財産を守る」ことを主眼に置かれたプロジェクトと判断できます。その間接的効果として、「暴露人口が減るので死者も減る」ということが期待されるというところを履き違えてはいけないかなと思います。

水害発生時には、非常に厳しいエリアであるということは一目瞭然かと思うのですが、地元の皆さんたちはこの工事があることによって、逆に安全情報にならないのかなというのが非常に心配です。水害発生後の犠牲者発生に係る潜在的な危険はなくならないということ、いかに地元の皆様方に知って頂くかということが重要なかなと思います。

先ほどから繰り返されているさまざまな対策を打つ、関係機関が連携して、これは非常

に美しい言葉ではあるのですが、正直言って、ややもすれば体制はきちつとは決まっておらず、何もしませんというふうにも聞こえてしまいます。ですので、そういったことが今後あっては決して許されませんので、ハード対策のみならず、皆さんの努力があってこの事業は生きていくのだということを、地元に知っていただくようなことを、ぜひプロジェクトに沿って実施していただきたいですし、それから、こういった事業をされるときに、そういう啓発の体制をどう構築していくかについても、ぜひご検討いただけないかなと思います。

それから大井川プロジェクトは、楽しい話に水を差すようで恐縮なのですが、水辺のアクセスが増えるということは、危険が増すということも否定できないということもあり、これはもちろん環境整備をして、皆さんに楽しく水辺を知っていただくということが主眼のプロジェクトと思うのですけれども、ただ、防災の面はどうなっているかということが触れられてはおりません。ただ、それに関して、もしこれで人が集まったところで、特に外国の方が来られて事故に遭われたようなことになると、全てマイナスになってしまいますので、楽しいこと、それからそういった面も入れていただいた仕組みが必要かと思えます。

「かわまちづくり」というのは非常に魅力的な言葉で、すごくいいなと思うのですけれども、ちょっと気になるのがステークホルダーですね。まちづくりとなりますと、まちに利害を持つステークホルダーがどれだけ入っておられるかというところが肝となってきますが今お聞きしていると、観光のほうと川の関係者が入っているように聞こえてくるのですが、まちづくりとなりますと、都市計画という言い方がいいのか、まちづくりという言い方がいいのかわかりませんが、そういう方たちを入れていただいて、防災の面も観光の面も、いろいろな面も含めて、戦略を全体的に考えられるような体制が整っているかどうかについても少し見ていただかないと、水防災意識社会の再構築はなされないのではないかなと思います。

【委員長】 ありがとうございます。

【事務局】 ありがとうございます。〇〇委員は内容を十分ご承知の上でご発言いただいていると思いますので、若干これまでの説明と重複するかもしれませんが、少しご説明いたします。今回の事業は、先ほども申し上げましたが、床上浸水を解消というのを前面

に出したスキームの事業について、今回新規採択ですので、そういうところを重視した資料構成になっておりますけれども、当然のことながら河川行政としては、人的被害をゼロにしていくというのは非常に重要な課題かと存じますので、さまざまな取り組みを進めていく必要があると思っております。

それから、連携する体制等ですけれども、今のところまで、これも資料の中でご説明をしましたけれども、関東・東北豪雨を受けた減災対策協議会というものを全国各地でつくっている中で、当流域は東北地方で初めてそういう組織づくりもし、今、その中でいろいろな話をしながら、取り組み方針をまとめてきているところであります。そういったことを実のあるものにするように、地元で引き続きしっかりと取り組んでいくのは重要なことだと思います。

今日のお話も承って、地元でしっかりやるということと、あわせて東京といいますか、本省としても、この後ご説明の用意があるようですけれども、法律改正等も含めて、さまざまな制度拡充等も引き続き取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

【事務局】 ご指摘ありがとうございます。資料の1ページ、2ページの航空写真を見ていただきますと、大井川は非常に大きな石のごつごつした暴れ川でございます。もともと大井川の扇状地そのものが、川が暴れてできた扇状地であって、高度成長期に、堤防等を整備し、川の中で洪水がきっちり流れるような状況が続いて、結果として周りに今、市街地が広がっているという状況となっています。その結果として、過去の川が町の暮らしに一体になっていた状況が変化し、地域の住んでいる人は大井川をほとんど意識しないような構造になってしまっているのではないかと思います。

現代のこれからの社会の中で、日ごろから暮らしの中に川があるということを意識していただくためにも、我々はこのような環境整備が必要ではないかと感じているところでございます。ふだんの川を見ることによって、災害時の川も意識していただく。これが水防災意識社会の1つの私どもの側面で、そういったものをつなぐのが環境整備の1つの役割とも考えてございます。

今回の事業箇所を訪れる方々に対しても、大井川の魅力なり歴史なりをどのように理解していただくかということも課題だと思っておりますので、少しでも防災などの面でも川を知っていただくように、努力していきたいと考えております。

【委員長】 それじゃあ、お願いします。

【委員】 質問ですが、吉田川で、〇〇さんから、床上浸水特別事業は過去10年間の被害が、全部1、2、3がANDという条件で、結構厳しいなと思ってこれを見ていました。なぜかという、いつまでにやるかというのはおおむね5年間という言い方をしているのに、50以上、200戸以上とか、この辺がおおむね50とか、おおむね200とかの表現にならないのかというのが、ちょっと思いました。

それで、2ページを見てみると、採択要件のところに、これは上の②で2ページですね。床上浸水対策特別緊急事業採択要件のときに、2番で、216だから200以上を超えているという計算だけれども、米印がついていて、その下のところで、高齢者の床上浸水家屋を浸水家屋4戸分に換算するというのが書かれていますよね。こういうカウントの仕方はこの吉田川に限らず、これまでやってきたのかということが1つです。

あえてこんなことを言うのは、50以上、200以上でないといけないという厳しい数字の言い方が、この採択要件であるべきなのかと思います。いろいろなものを勘案して、この吉田川の事業は非常にやるべきものだとは私思っていますが、前提条件となる、これでもないで採択できないというものに対して、少しアローアンスがないといけないのではないというのが、実情が考慮されないといけないのではないかと思って、質問しました。それが1点です。採択要件の、4つにカウントしなければクリアできなかったのかということと、これが以前からやられていたのか。

それから、治水の目標が、先ほど何回か話に出ていたのが、関東・東北豪雨の洪水が来たときに、ハイウォーター以下に抑えるのではないのか、被害を出さないのか。その辺が明確にどこかに書いてあるのかどうかですね。それを教えていただきたいと思います。

それから、この事業のすごく大切なところは、9ページで、先行して平成27年度災害対策緊急事業推進費で、国による河道掘削というのが平成27年度から、下流から始まっている。ここでやっただけでは被害が軽減できなくて、セットで、上流で床上浸水対策特別事業をやるから、遊水地で水が軽減できて、下流の推進費でやったところが効果を発揮する。上流の床上浸水のところは築堤もするから、余計遊水地をつくらなきゃいけないという、一連の中での位置づけですよ。ですから、これができなかつたら、今までやってきた事業が実らないのだという主張が、ぜひ欲しいと思いました。

それから、大井川のほうで聞きたいのは、蓬莱橋ってすごいのですけれども、渡ったら向こうは何かあるの？ つまり、手前側だけ整備して、渡って向こうは何もなかったのでは、おもしろくないと思います。

ここでは大井の宝来地区という事業ですね。今お話されているのは、例えば大井川鉄道とか、沿線をいろいろな仕掛けができる1つの拠点みたいなもので宝来地区があるのだけれども、これで新規採択事業になったら、宝来地区以外にも何々地区というものが、新規採択事業でこの事業がなったら、そういうものができていくのかどうかというのが、せっかくいろいろなネットワークが組めそうだとこのところ、あります。

あともう一つだけ。環境事業というのは、地整の事業評価監視委員会でやると、これは〇〇先生も知っていると思うのだけれども、評判が良くない。なぜかかといったら、休憩所をつくっただけで、人は二、三人しかいないのという写真とか、スロープで四、五人がいるとか、そういうものしかなかなか見えない。ここは絶対ないと思います、今まで随分説明されましたので。ただ、B/Cの評価としては、Cは基盤整備だけれども、BにはCVMで、建屋の整備も含めそこで人が賑わっている風景を見せて、Bをはかっているわけです。

ですから、ここでB/Cが9.5ということは、基盤整備以上に整備したものが実現されて、やってよかったというものの上に、B/C 9.5になっているわけなので、ぜひ基盤整備のみならず、その上での展開で、地整に頑張ってもらって、すばらしい環境事業の見本ができると良いと思いました。 以上です。

【事務局】 まず冒頭の床上浸水対策特別緊急事業の採択要件についてご質問ございましたので、若干説明させていただきます。

要件が厳しいとのご意見ですが、まさにそのとおりでございますけれども、実はこの床上浸水対策特別緊急事業というのは、通常の一般河川改修事業でも行える事業分でございます。床上浸水対策特別緊急事業と銘打っている意味は、まずおおむね5年間。おおむね5年間というのは、事業の中身によって、6年じゃないとどうしてもできない、いや、4年でできちゃいますよという、多少の振れ幅はあるという意味の「おおむね」でございます。

まさに5年間で、どんな予算であろうとも、歯を食いしばって終わらせようというのが、この床上浸水対策特別緊急事業の最大たるところでございまして、それは翻って、採択要

件が厳しいというところとトレードオフの関係にあるということでございます。

【委員】 なるほど。

【事務局】 要件の説明があったところですが、ちなみに4戸としてカウントというところは、この制度ができたのが平成7年なのですが、そのときからあったものでございます。

それから、結局この吉田川は非常に厳しい水害があったわけですが、最終的に改修をしていくには、一定程度時間がかかるし、事業量も多いわけですし、そこを段階的に進めていかざるを得ないわけです。それで、まず27年の推進費を入れたというご説明をしました。これは上流の改修をする上で、三川合流より下のところをしっかりと安全度を上げて、受け皿にするということで、三川合流の下流部の改修をまず当年度に推進費の制度を使って進めたということです。

次に、三川合流のところでは浸水被害があったわけですので、これを防いでいくには築堤、掘削を行って、三川合流部付近の安全度を上げていくわけですが、下流の負荷にならないように、あわせて遊水地を設けるということでございます。

さらに、今回の床上浸水対策特別事業を行うことによって、越水による再度災害は防ぐことができるわけですが、計画高水位以下で安全に流すためには、まだ河川整備計画の残りのメニューがございます。そういったメニューを行っていくことによって、この27年洪水に対して、計画高水位以下で安全に流下させるというところに到達するのは、さらにその後、今回の事業スキームは緊急的なので5年ではありますが、それ以降の事業を引き続きやることによって、その効果が発現します。そういった手順を踏みながら、段階的に安全度を上げていくということを検討しております。

【事務局】 ご指摘ありがとうございます。環境整備につきましては、ピーク時よりも予算も3分の1ぐらいに圧縮された中で、厳選して行っているという意識を持って事業を進めております。

特に、かわまちづくり関係につきましては、資料1の4ページにある右下の広島京橋川にあるように、環境整備としては基盤となる川の護岸整備等を進めてきましたが、この川のにぎわいは、それだけでは結局できませんでした。結果としてその後、規制緩和を取

り入れて、レストランなどが河川区域の中に出現して、もともと川の魅力を磨いたところに、このようなものがマッチングして、にぎわいができているということでもあります。

そういった意味で、我々としてはかわまちづくりで、我々が基盤整備して、いい川になったからいいのだということでは絶対だめであって、先ほど大井川の例で申し上げましたように、地域の方々、あるいはステークホルダーというご指摘もございましたが、主人公になるのはそういった、川を使う人たちが主人公になるわけです。そういった方々の意識あるいはやる気を我々が支えることによって、うまく花開くという形をとっていこうということが、今の考え方でございます。

予算も厳しいところでございますので、先生方が「あれ、何だ」というのがあったら、ぜひまた具体的に教えていただければと思ってございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【委員長】 一通り全員からご意見いただきましたが、追加的にご発言されたいという方はいらっしゃいますでしょうか。

【委員】 よろしいですか。最初にしゃべってしまいましたので、あまり細かいことを言えなかったのですが、鳴瀬川については気になることがいっぱいありまして、先ほど県の管理区間のことを言いましたが、県の管理区間における今後の工事の流下の想定というのがあると思うのですが、もちろん遊水地設置と整合するようにはしていると思うのですが、2日間雨量で流下能力を考えると、僕は個別に知りませんから、県の区間がもし2日間雨量でなくて、例えば50ミリ対応とか何とかですと、2日間雨量想定でない雨における大出水で、遊水地の機能が今後落ちていく。一生懸命やったのに、上流からどんどん安全配慮で水が出てきちゃって、落ちてきちゃうということが僕はあり得ると思うのですね。

そういう場合に、今は具体的に名前を言いませんけれども、ある首都圏の自治体で、これは実際には実現しなかったのですが、人があまりいない上流域では安全度を下げると。そこまで自治体が決意をして、5分の1考えたところを3分の1にして、迷って田んぼに水が入ったら、少額の補償金で処理すると。そんなことについても、例えば農協のトップが合意するという事態を、実は僕は実際に委員会で経験しているので、先ほど、これだけ国の税金をかけて、しっかり遊水地をするのだから、宮城県はしっかりやるだろうなど。

そういうことについて、今具体的なお答えは要りませんが、僕は鶴見川という総合治水の川にいますので、それでも大変なわけですよ。なかなか国の動きを自治体がサポートするというのではなくて、チャンスがあれば自治体は国を無視して、ちょっと困ったことをやりますし、鳴瀬川がそうになっていないといいなと思います。ぜひ、国がせっかく大枚の金を使うのだから、県にはしっかりやるようにという指示をしていただきたいと思います。

【事務局】 まず、事実関係のご説明をさせていただきたいと思いますが、資料の中でもご説明したのですが、今回、河川整備計画の変更を国も県もほぼ同じタイミングで調整をしながら進めてきておまして、基本的には同じ洪水を見ながら計画を立てております。

ちなみに、先ほど〇〇委員のご説明のところ、私が若干言葉足らずだったかもしれませんが、今日ご評価いただくのは、国の事業についてお示しをしているのですが、上流でこれからあわせて県の区間の改修もするのです。そこで県の改修をすることによって、下流への負荷増もありますので、それを国でつくる遊水地でカットするというのも計画として調整をしながら、事業進捗をはかろうとしております。

という意味で、今申し上げているのはハード整備といいますか、河川の整備に当たっては国と県がよく調整をしながら、ここまで計画を立て、事業の計画を進めてきているところでもありますけれども、それ以外の面も含めて、国、県、市町村や地元も含めて、できるだけ今後ともより一層連携をとるように、地元でしっかりやってまいるようにしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

【委員長】 よろしいですか。

それでは、ただいま事務局より説明のありました2事業の予算化については妥当とし、付託意見等はないということでよろしゅうございますか。

ありがとうございました。それでは、2事業とも予算化については妥当ということにしたいと思います。ありがとうございました。

次に、その他について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、せっかくの機会でございますので、10分ぐらい、15分ぐら

いになるかもしれませんが、最近の水局の施策の展開についてご紹介させていただきます。

まず、右上の白パンと称しております資料4をお手元にお開きいただきたいと思います。これは昨年12月に政府原案としてまとめ、内示をいただいたものが主体でございます、現在国会でまさに29年度の予算についてご審議いただいている内容でございます。

この中でご紹介したいと思いますが、大変恐縮でございます、21ページをお開きいただきたいと思います。新規の予算制度を21ページ、22ページ、23ページに並べております。まさに審議中ではございますけれども、一応財務省から内示いただいたものでございます。

まず、今回の新規の制度で特に力点を置いたのは、地方公共団体への支援、中でも市町村への支援ということでございます。その代表例を二、三、ご紹介させていただきますと、1の(1)、21ページでございますけれども、ソフト対策の充実でございます。特に都道府県管理河川において、今までソフト対策についての予算の支援は、いわゆる事業をやっている、この絵でいいますと点々で囲まれているような河川事業を行っている箇所でのソフト対策というのがペアでございました。それを、ソフト対策をより充実しようという観点から、右側でございますけれども、どこかで河川事業、改修をやっているならば、その流域の間ならば当該対策の財政支援ができるという内示をいただいたところでございます。

それから、(3)番でございます。床上浸水対策特別緊急事業。今日も話題にさせていただきましたけれども、これにつきましては、メニューとして、市町村等が行う流域での貯留・浸透施設の整備についても補助対象に追加しようというものでございます。

22ページ、災害復旧等の事業の関係でございますけれども、(1)災害復旧事業査定設計委託の拡充ということで、昨今、例えば熊本地震等々、大きな被害が繰り返されている中で、特に申請を行う地方公共団体の災害復旧の事業の、いわゆる設計委託費の補助でございます。そもそもの設計委託につきましては、より大きな被害がある災害に限られているところでございますけれども、その中でも、ここの災害が大きくなっている箇所当たりの額が上がっているということから、その設計委託についての限度額を引き上げる内示をいただいたところでございます。

(2)番でございますけれども、災害査定の効率化及び事前ルール化ということでございまして、大きな災害があると、被害を受ける数が多い、公共施設が大きなダメージを受けるわけでございますけれども、その1カ月後、1カ月半後ぐらいに、この数では災害復

旧の場合は現地において、立会官と査定官、もっと言えば財務省の担当官と国土交通省の担当官で、今回の災害復旧はここまでにしましょうということを現地で決めるのですけれども、非常に数が多い災害復旧に対して、現地でやっている時間的猶予もないということで、一定額以下については会議室で決めましょうということなのではございますけれども、それについても事前にルール化しておこうということでございます。

カテゴリーSとかAと書いてありますけれども、カテゴリーSというのは東日本大震災クラス、カテゴリーAというのは熊本大震災クラスの大きな地震ならば、事前に机上でやる、会議室で決めるものを、これぐらいのものにしましょうというものでございます。

24ページをごらんください。24ページはまさに昨年の8月にご審議いただいた鳴瀬川総合開発事業。これにつきましても、12月に内示をいただいたところでございます。改めて簡単にご説明しますと、これは宮城県の漆沢ダムというダムの再開発と、隣り合った、写真を見ていただくとわかると思いますけれども、筒砂子ダムというダムを新規に建設するものでございます。

この事業がまさにこれからの水局のリーディング事業かなと思うのは、論点が幾つかある中で、1つがまさに容量の再編ということでございまして、それぞれの流域において水をためやすいダム、水の回転しやすい流域がございまして、そういうそれぞれの流域の特徴に応じて、筒砂子ダムをつくり、かつ漆沢ダムという既存のダムの容量を再編しよう、より効率化しようという水運用の仕事が1点でございます。

それから、改めまして漆沢ダムという既存のストックをさらにパワーアップして、この既存のストックを有効に活用しようという観点。それから、まさにこの漆沢ダムというのは、実は県の管理ダムでありまして、県の管理ダムを直轄が再開発しよう、国が再開発しようということでございます。改めて、再開発でございますので、運用しながらの事業化でございますので、高度な技術を伴う、ちょっと時間の悩ましい事業でございますけれども、政府原案で内示をいただいたということでございます。

大変恐縮です、今度は資料5-1という横置きの紙をお手元をお願いします。先ほども若干議論の中で触れられた点でございますけれども、中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方ということでございます。

開いていただいて、ページが振ってなくて大変恐縮でございます。1枚目の裏でございますけれども、まさに28年8月の北海道・東北の一連の台風において、気象初めて北海道に台風が上陸したり、それも立て続けに3回ということで、北海道・東北で甚大な被

害、中でも岩手県で中小河川が氾濫して、楽ん楽んという要配慮者利用施設で9名の方が亡くなったという痛ましい災害を受けたところでございます。

これを受けまして、ページを振っていません、2枚目の表でございませけれども、まさに河川審議会の河川分科会、今日〇〇先生、〇〇先生に加わっていただいて、中小河川における水防災社会再構築はいかにあるべきかという観点でご議論いただいたところでございます。答申を1月11日に得たところでございまして、一番裏、最後のページをごらんいただければと思います。

いただいた答申が目標としまして、逃げ遅れによる人的被害をなくすこと、地域社会機能の継続性を確保すること。この目標を達成すべく、実施すべき対策として、関係機関が連携したハード・ソフト対策の一体的な推進、今日もご議論ありましたけれども、協議会の話。それから、緑の帯でございませけれども、水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保。紫色の帯でございませけれども、河川管理施設の効果の確実な発現。さらに、関係機関と連携した適切な土地利用の促進。

右側に行きますと、重点化・効率化による治水対策の促進。中でも人口・資産が点在する地域の治水対策のあり方、上下流バランスを考慮した本川上流や支川における治水対策のあり方等々について答申いただきました。最後に青の帯でございませけれども、災害復旧、水防活動等に対する地方公共団体への支援という答申を、1月にいただいたところでございます。

この中で特に緊急的に対応すべきという観点で、先ほど来もちょっとご紹介ありましたが、大変恐縮です、資料6というA3の紙を折り込んでおりますけれども、お開きいただければと思います。この答申の中でも緊急に対応を要する事項ということで、今般、現通常国会に水防法等の一部を改正する法律案を提出させていただいてございます。2月の10日に閣議決定し、これから国会でご審議いただく予定でございませ。

中身は、まさに先ほどの答申を受けたところでございまして、目標が逃げ遅れゼロと、社会経済被害の最小化という目標を実現するために、それぞれ3つ、計6つの制度の創設なり改正を盛り込んでいるところでございませ。

簡単にご説明させていただきますと、逃げ遅れゼロの実現で、左側の青い帯でございませけれども、大規模氾濫減災協議会制度の創設。先ほど来も鳴瀬川でご議論いただいた、まさに直轄では、任意でありますけれども鬼怒川の後を受けて設置し、これまで議論を重ねてきたところでございませけれども、その効果が出てきていること、さらには今般の中

小河川での被害を踏まえて、協議会制度を法定化しようというものでございます。

例えば具体的にどういうことを議論いただくかということにつきましては、右側に書いてありますような水害のタイムラインを協議会で議論いただいて決定し、その意見があったことについては尊重していただくということでございます。タイムラインというのは、それぞれの関係機関が横軸、さらに台風ならば、大体どこのルートをどのタイミングで上陸するかが大体わかりますので、3日前にやること、上陸の1日前にやることについて、それぞれ事前に規定し、それを守っていただくということでございます。

2点目、浸水実績等の把握及び水害リスク情報の周知でございますけれども、持っている水害リスクにつきましては、例えば過去の浸水被害につきましては、持っている情報について提供しようということでございます。

左側の最後でございますけれども、今般、要配慮者利用施設で亡くなったということで、これまでは努力義務で避難確保計画なり訓練を実施したところでございましたけれども、これを義務化しようというものが左側の流れでございます。

右側が社会経済被害の最小化でございます、特に堤防が切れそうだ、堤防が切れたというときに、そのときの被害を最小化しようという観点でございます、右側は国等による工事の権限代行でございます、先ほど来話題になっていた27年9月の宮城県での災害復旧におきましては、実は渋井川という川も決壊したのですけれども、このときに、県の管理河川は数が多くございます。県がどうしてもこの災害復旧は国で仕事をしてくれないかという要請がございまして、このときは代行制度という制度がございませでしたので、受委託という関係で工事を直轄で行ったということでございます。これを権限代行という制度を設けて、その構えをし、県からの要請があれば代行しようというものが1点目でございます。

2点目が、まさに水防活動でございますけれども、右側の表にありますように、最近水防団員が減っている、さらに高齢化しているということで、事実上、水防団長、市町村長が、建設事業者の水防活動をお願いしているということでございます。水防団員につきましては、緊急の水防活動でございますので、民地を通ったり、民地の土を使って堤防を補強したりということを県が与えられているわけでございますけれども、かかる権限をまさに民間事業者が、水防活動の範囲内に限りでございますけれども、行使を可能にしようというのが2点目でございます。

最後は、浸水被害軽減地区の指定ということで、流域に存する、例えばわかりやすい例

でいうと輪中堤とか、そういう施設について、できるだけ浸水被害が拡大しないような施設において、残していただきたいという思いを持って、かかる土地について指定水防管理者を指定して、もしその形状変更をする場合には届けてくださいという制度を、今法律案に盛り込んだところでございまして、これから審議の予定という状況でございます。

私からは以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

ただいまのご説明について、何かご質問、ご意見はございますか。

【委員】 いいですか。特に中小河川の話は大変注目して、フォローしてきたところなのですがすけれども、まだ全部ちゃんと読んでいませんが、ここにある中小河川「等」というのがとても気になって、これは河川法で河川というものに限定しているのか。例えば流程1キロとか500メートルとかいう川で、実際に何十人も人が死ぬような水・土砂災害が起きているのですが、それは今回の国交省のこの検討の外ですね。外だとすると、それを国のレベルで、国交省のよそが何かやっているとか、国交省以外で考えているか。

実は適応策を検討するときに、河川分科会で〇〇さんと、この話をかなり激しくやったのですがすけれども、今国交省としては対応できない。具体的には、広島のような事態というのは、あれは流域災害と考えるのかどうか。崖崩れなのか、流域災害なのか、中山間の溪流の氾濫の応用でやるのか、じゃ、誰がやるのか。実際にたくさん人が死んでいるところって、実はそんなにでかい川じゃないのですよ、最近。その部分への拡大が、この「等」の中に入っているのか、そこまではいかないのか。

具体的に普通河川部分をどうするの、都市水路に想定されているとどうするの、全く川なんかはふだん流れていないけれども、100ヘクタールの流域構造があつて、雨が降ったらそこで河川密度が高くなって土砂が崩れるって、あちこちあるのですよ。そういう問題は、この検討の中で何か意識されているかどうか、大変切実な問題なので、ちょっと聞きたい。

【事務局】 よろしいですか。まず「等」と書いたのは、我々をご審議いただいた「等」は、まさに大河川、国の河川を含めた中小河川等の逆の意味を、思いを込めて書いたのですけれども。

【委員】 なるほど。

【事務局】 いわゆる法河川以外の河川についても議論がございました。特に山間地での対応等々が委員からございました。この中の、今日お配りした資料5-2が、まさにその答申でございますけれども、この中にはまさに、普通河川にも援用できるような対応がございました。

【委員】 なるほど。

【事務局】 議論はあくまでも法河川を中心にした議論でございますけれども、そういうことも頭の片隅に置きながら議論いただいたということでございます。

【委員長】 よろしゅうございますか。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 そのほかはよろしいですか。

【委員】 よろしいですか。ご説明ありがとうございます。非常に重要なところで、水防災意識を変えていくというところのメッセージを一定に出していただいていると思うのですが、先ほど前半でもご指摘あったように、どうしても気になって見に行ってしまうという人がゼロになるように、まずは映像で何か見せて、見に行かなくても安心できるような情報発信ができないかなと思っているのと、十分議論もされたと思うのですが、よく一旦雨がやんだりして落ちついた後に、子供たちがすぐ遊びに出かけちゃって、川の近くで、関西のほうでも事故に遭っちゃったとか、そういう事故がまだなくなるというところがありますので、逃げ遅れゼロ、プラス、引いた後の行動の仕方ですとか、まだそこには近寄ってはいけないとか、そういう情報発信も、ぜひ行政と連携して出させていただくといいのかなという想像をしております、この答申をしっかりと読めば、それも書かれているのかもしれないのですが、今のご説明の中で伺ったところで、追加で

もしよろしければと思いましたが、お願いいたします。

【事務局】 よろしいですか。

【委員長】 はい。

【事務局】 委員のご指摘、まさにそのとおりでございます。水が引いた後、また水が上がると。簡単に上がるやつになっている流域という、多分ご指摘だと思いますので、そういう情報の発信という観点で、この答申にもその観点が含まれている。ただ、〇〇先生がおっしゃるような、よりソフトの充実、情報の提供のあり方については、それぞれの流域ごとの特性も踏まえながら、この協議会等々でも議論していきたいと感じたところがございます。

【委員長】 ありがとうございました。

【委員】 水防法の改正のところで、土地の形状変更行為を行った者には罰則というのがありますね。これは河川区域内の民地というところで改変を行ったらという意味合いなのですか。ちょっとよくわからない。

【事務局】 これは、河川区域外を今、水防法でございまして、水防管理者の指定をしたところについて、ここはまさに浸水被害軽減地区だと指定したところについて、その土地を、届けをしないで形状変更した場合には、罰則ということでございます。

【委員長】 いいですか。よろしゅうございますか。

それでは、これで終わりにしたいと思います、議事の進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

【事務局】 どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますが、〇〇より一言ご挨拶を申し上げます。

【事務局】 ただいまご紹介いただきました〇〇でございます。

本日は年度末のお忙しい中、委員長はじめ、この委員会にご出席を賜りまして、また長時間にわたって積極的なご意見を頂戴したと聞いておりますが、ほんとうに熱いご議論、ありがとうございました。今ちょっとお話を聞いているだけでも、活発だったなということが想像できます。

今日は国会がございまして、私は大事な議論に出席できませんでした。おわび申し上げます。

今日ご審議いただきまして、予算化が妥当だというご意見をいただきました2つの事業につきましては、いただきましたご意見も十分踏まえまして、我々としても全力を挙げて取り組んでいきたいと思っております。

片方の吉田川であります、これはご存じのように一昨年に関東・東北豪雨の部分でございまして、我々は水防災意識社会の再構築ということでやっておりますが、今日のこの事業を踏まえまして、ソフト・ハード一体となった対策を進めていきたいと思っております。

また大井川も、我々は今、川は徐々に町と一体となった整備をしていくかわまちづくりもやっているところでございます。このような取り組みが地域の活性化、あるいは地域の再生というものに役立てばということで、これからも力を入れていきたいと思っております。

今後とも皆様方に引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますことをお願い申しまして、簡単でございますけれども、挨拶とさせていただきます。本日はほんとうにありがとうございました。

【事務局】 以上をもちまして、第8回社会資本整備審議会河川分科会事業評価小委員会の議事については終了とさせていただきます。

本日の議事録につきましては、内容について各委員の確認をいただいた後、発言者氏名を除いて、インターネットにおいて一般に公開することとさせていただきます。

また、お手元の資料につきましては、お持ち帰りいただいても結構でございますが、郵送をご希望の方は後日郵送させていただきますので、そのままお席にお残してください。

本日はどうもありがとうございました。

— 了 —